

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (36)

令和3年10月11日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

奥

村

粒

軌



外9名

略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所3ないし5号機 (なお、特定の号機を示すときには、例えば「本件原子力 発電所3号機」と表す。)
旧指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (昭和56年7月20日原子力安全委員会決定)
改訂指針	平成18年9月19日に改訂された発電用原子炉施設に 関する耐震設計審査指針
兵庫県南部地震	平成7年(1995年)兵庫県南部地震
新潟県中越沖地震	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震
駿河湾の地震	平成21年8月11日の駿河湾の地震
東北地方太平洋沖地震	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所 事故	東京電力株式会社(当時)福島第一原子力発電所において 発生した平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 に伴う津波に起因する事故
南海トラフ検討会	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」

圧力バウンダリ

原子炉冷却材圧力バウンダリ

格納容器

原子炉格納容器

はじめに

本件訴訟の争点は、本件原子力発電所の地盤、地震及び津波に係る安全性に集約され、これらが主要な争点である。本件原子力発電所の安全性に係る被告及び原告らの主張の要旨並びにそれぞれから提出された書証は、令和3年7月5日付け被告作成の争点整理案に記載したとおりである。被告は、本件原子力発電所を適法かつ安全に設置・運転してきたところ、福島第一原子力発電所事故を契機とした新規制基準の策定を踏まえ、本件原子力発電所4号機について、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を、同3号機について、原子炉設置変更許可申請を、原子力規制委員会に対してそれぞれ行っている。また、同5号機について原子炉設置変更許可の申請を行うべく、検討を行っているところである。現在、同4号機に係る審査において同発電所の自然的立地条件に係る地盤、地震及び津波の評価について確認が行われている。

本書面では、口頭弁論の更新に際して、本件原子力発電所の地盤、地震及び津波に係る安全性について、新規制基準策定前の評価や対応に関するものも含めて、被告のこれまでの主張の要旨を述べる。

第1 本件原子力発電所の安全確保の基本的考え方についての被告の主張

原子力発電所は、本件原子力発電所に限らず、核分裂反応によって生ずるエネルギーを利用して発電を行うものであり、運転に伴って必然的に放射性物質が発生する。原子力発電所における安全確保とは、この放射性物質の持つ危険性を顕在化させないことにある。このためには、放射性物質を、燃料ペレット、燃料被覆管、圧力バウンダリ、格納容器及び原子炉建屋からなる多重の障壁に閉じ込め、平常運転時における不可避的な放出を極力低く抑えるとともに、事故時の異常放出を防止することが重要である。そこで被告は、以下に述べる安全確保の基本的考え方に基づいて、本件原子力発電所の安全性を確保している。

まず、被告は、詳細な調査を行い、本件原子力発電所の立地地点が、地震の際に大きな相対変位が生ずる可能性のある活断層が原子炉施設の基礎岩盤に存在することとなったり、火山の火口が敷地付近に存在したりといった明らかな不適地ではないことを確認している。そして、その設置に当たっては、改めて自然的立地条件に配慮して十分な安全確保対策を講ずべく、建設する地点及びその周辺の自然的立地条件（地盤、地震、津波等）が大きな事故の誘因とならないよう、それらの特性を十分考慮した設計及び建設を行った。

そのうえで、被告は、平常運転時に環境中に不可避免的に放出される放射性物質の量を可能な限り低減するための対策を行うとともに、放出する放射性物質の量を厳格に管理し、周辺環境への影響を監視するなどの対策を講じている。また、被告は、機器の異常等が発生した場合であっても放射性物質が環境中に異常に放出されることを防止するため、原子炉停止、炉心冷却、放射性物質閉じ込め機能を有する施設を設け、深層防護の考え方に基づいた事故防止対策を講じている。事故防止対策において重要な安全機能を有する施設については、上記で述べた自然的立地条件に対する安全確保により共通要因故障が排除できることを確認したうえで、信頼性確保のため、多重性又は多様性及び独立性を考慮した設計としており、その設計の妥当性を安全設計評価により確認している。更に、念には念を入れて、仮想的な事故を想定した解析評価を行い、本件原子力発電所が、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていることなどを確認している。

被告は、本件原子力発電所の設計・建設以降も、最新の知見や技術の進捗等を踏まえた評価・検討を行うなどして同発電所の安全性が確保されていることを確認するなどしている。

第2 本件原子力発電所の地盤に係る安全性についての被告の主張

1 地盤の安定性

被告は、地質調査及び地盤調査を実施したうえで、これらの結果に基づき、本件原子力発電所の相良層*^註からなる基礎岩盤が、原子炉建屋の自重に対して十分な支持力を有していることを確認するとともに、地震時における基礎岩盤の支持力が十分であること、地震時のすべりに対する十分な安全率を有していること及び地震時においても原子炉建屋基礎底面の傾斜は十分に小さく、同発電所の安全性に影響を与えるものではないことを確認した。原告らは、同発電所の敷地で液状化が発生して原子炉建屋自体が傾くなどすることにより安全が確保されない旨主張するが、被告は、同発電所の原子炉建屋等の重要な構築物を液状化することのない岩盤に直接支持させている。

2 敷地内の断層

被告は、敷地の地質・地質構造について詳細な調査を実施し、敷地の海側から敷地の北約150mにかけて相良層中に海岸線とほぼ平行に比較的連続して分布する複数の断層（H断層系）について、分布形状、断層形態・性状からの検討及び上載地層法による検討を行い、H断層系は、相良層が数百万年前に堆積して間もないまだ固結していない時期に形成されたと考えられ、現在に至るまで新たな破碎が起きていないこと、及び後期更新世に堆積した堆積物に変位・変形を与えていないことなどから、少なくとも後期更新世以降における活動はないことを確認しており、H断層系は地震を起こしたり、地震の際に付随して動いたりする断層ではないと評価している。

被告は、新規制基準が策定されたことを受けて、敷地の地質・地質構造について追加の地質調査を行い、敷地内の断層について、H断層系等を対象として、分布形状、断層形態・性状からの検討及び上載地層法による検討等、データを拡充し、評価を行っている。

原告らは、H-9断層の上部を覆う礫層の年代からすれば、H断層系が後期更新世以降活動していないとはいえ、また、本件原子力発電所4、5号機の直下の南北走向の逆断層は、同発電所を南北に縦断するA-17断層の一部であり、H断層系の活動が停止していたとしても、A-17断層の活動性は否定されないと主張する。被告は、南北走向の逆断層やH断層系等の敷地内の断層について、追加のボーリング調査や音波探査等によりデータを拡充するとともに、詳細な検討を行っており、これらの詳細な調査・検討を踏まえて評価が固まった段階で、原告らの主張に対応する被告の主張が未了である事項も含め、必要な主張・反論を行っていく。

第3 本件原子力発電所の地震に係る安全性についての被告の主張

1 これまでの検討及び対応

本件原子力発電所が位置する南海トラフ沿いの地域は、地震の発生履歴が世界で最も詳しく調べられているプレート境界の1つとして知られており、マグニチュード(M)8クラスのプレート間地震が100から150年程度の間隔で繰り返し発生したことが知られている。これらの南海トラフ沿いで繰り返し発生した歴史地震については、古文書の記録等から684年白鳳(天武)地震まで遡って調べられ、特に、江戸時代以降の1707年宝永地震や1854年安政東海地震等は、強震動に関わる震度分布等が詳細に把握されている。また、これに加え、周辺の地震活動、地殻変動及び変動地形等に係る数多くの研究が行われている。

被告は、本件原子力発電所の設計・建設に当たり、同発電所の敷地及び敷地周辺の文献調査、現地調査等の各種調査を実施したうえで、その調査結果に基づき、昭和54年に中央防災会議が示した「想定東海地震(M8.0)」に加え、敷地に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる過去地震である1854年安政東海地震(M8.4)や1707年宝永地震(M8.4)等を設計用最強地

震として選定した。更に、過去地震を上回る地震として、1854年安政東海地震（M8.4）の断層面に、そのエネルギーの約1.4倍に相当するM8.5のエネルギーを想定した「南海トラフ沿いのM8.5の地震」を設計用限界地震の1つとして選定した。

被告は、選定した設計用最強地震及び設計用限界地震について、標準応答スペクトル（大崎の方法）により地震動の応答スペクトルを算定するとともに、断層モデルを用いた手法を併用し、地震動の応答スペクトルを算定したうえで、設計用応答スペクトルを定め、基準地震動S1、S2を策定した。

国の防災対策等に係る検討を行う機関として内閣府に設置されている中央防災会議は、平成13年に想定東海地震について、平成15年には想定東海・東南海地震及び想定東海・東南海・南海地震について、その時点の最新の知見を踏まえた強震断層モデルの見直し等を行った。これらの強震断層モデルは、想定東海地震については1854年安政東海地震の東側の広域の震度分布を大きめに再現するよう設定され、想定東海・東南海地震及び想定東海・東南海・南海地震については、1707年宝永地震以降に発生した5地震（1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震）の震度を重ね合わせた震度分布を大きめに再現するよう設定された。被告は、これらの強震断層モデルによる地震動と、基準地震動S1、S2との比較検討等を行い、これらの強震断層モデルによる地震動が本件原子力発電所の耐震安全性に影響を及ぼさないことなどを確認した。

次に、被告は、平成18年の改訂指針^{*註}の決定に先立って、基準地震動S2を上回る目標地震動を設定し、安全上重要な構築物及び機器等を対象に、この目標地震動に対する耐震上の余裕が相対的に少ないものを選び出し、配管・電路類のサポート工事等を実施した。

更に、被告は、この改訂指針に照らした耐震安全性の評価・確認（バック

チェック)を実施した。具体的には、被告は、改訂指針に照らして最新の知見に基づき地震動評価を行い、基準地震動 S_s を策定した。この基準地震動 S_s の策定に当たっては、プレート間地震の地震動評価において、敷地及び敷地周辺の詳細な調査結果に基づき、上記中央防災会議の想定東海地震等の強震断層モデルをその検討における基本として用いたうえで、更に、短周期の地震動に及ぼす影響が大きい強震動生成域*註を仮想的に敷地直下に配置するなどして、敷地に厳しい地震動を与える地震動評価を行った。そして、被告は、本件原子力発電所の安全上重要な施設であるSクラスの施設について、この改訂指針に照らして策定した基準地震動 S_s による地震力に対して安全機能が損なわれることがないことを確認した。

2 南海トラフ検討会の知見及び新規制基準等を踏まえた基準地震動 S_s の策定

被告は、新規制基準等を踏まえた基準地震動 S_s の策定に当たり、被害地震及び敷地周辺の地震活動の調査、本件原子力発電所に及ぼす影響が支配的なプレート間地震に関する調査、並びに同発電所敷地及び敷地周辺の活断層調査等を行っている。また、敷地の地盤増幅特性について、詳細な地震観測及び地下構造調査を実施している。

このうち、プレート間地震に係る南海トラフ検討会の知見については、同検討会が、南海トラフ沿いで発生した過去地震に加えて世界のプレート間地震の強震断層モデル等を分析し、また、東北地方太平洋沖地震の震度分布等を再現する強震断層モデルを検討したうえで、強震断層モデルを設定していることを確認している。同モデルは、南海トラフ沿いの地域における最大クラスの地震動の想定を行ったものとなっており、その震度分布は、中央防災会議(2003)による震度分布と比較すると、全般的に震度が大きいものとなっている。

敷地の地盤増幅特性に関する調査においては、被告は、新潟県中越沖地震における東京電力株式会社(当時)柏崎刈羽原子力発電所において地震動の増幅が見

られたこと及び駿河湾の地震における本件原子力発電所5号機において特定の地震波到来方向で地震動の増幅が見られたことを踏まえ、同発電所敷地及びその周辺において詳細な地震観測及び地下構造調査を実施し、敷地全体を対象に敷地内の多くの地点に配置した地震観測点によって得られた、様々な方位で発生した地震の観測記録を用いて、地震波到来方向ごとの地盤増幅特性を検討するとともに、屈折法探査、反射法地震探査、大深度ボーリング調査、オフセットVSP探査等の詳細な地下構造調査の結果に基づき作成した地下構造モデルを用いて三次元有限差分法による解析を行うなどして、地震波到来方向ごとの地盤増幅特性を詳細に把握している。原告らは、同発電所敷地の全周囲方向について、駿河湾の地震において同5号機に強い揺れをもたらした地下構造と同様の地下構造がないことを厳密に確認することは不可能であると主張するが、被告が詳細な調査・検討を行っていることを踏まえることなく「不可能である」とするものであって理由がない。

被告は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として、プレート間地震に加え、内陸地殻内地震及び海洋プレート内地震について検討用地震を選定し地震動を評価するとともに、「震源を特定せず策定する地震動」についても検討し、基準地震動 S_s を策定している。このうち、敷地に与える影響が大きいプレート間地震については、南海トラフ検討会の強震断層モデルを踏まえて震源モデルを設定しており、敷地における詳細な地下構造調査及び地震観測記録の分析結果を反映し、本件原子力発電所の敷地の地震動に及ぼす影響が大きい強震動生成域を敷地直下に配置するなどして不確かさを考慮している。原告らは、地震動評価に用いる手法、強震動生成域の位置やパラメーター、地震動の継続時間及び他の原子力発電所における基準地震動超過事例等を理由に、被告の地震動評価が過小であるかのように主張するが、例えば、その主張のうち、強震動生成域に係る点が、平成13年に中央防災会議が設定した強震断層モデルにおける、同発電所とは地下構造による地震波の伝播特性の異なる地点である「興津川

上流アスペリティ」直上地域における応答加速度の値をもって、被告の過去の地震動評価を批判するものであるように、詳細な調査結果を踏まえ新規制基準にも沿って行った被告の地震動評価の具体的内容を批判するものではないなどのことから、原告らの主張はいずれも理由がない。

3 本件原子力発電所の耐震安全性

被告は、本件原子力発電所の設計・建設に当たり、構築物は原則として剛構造とするとともに、重要な構築物は岩盤に支持させることで地震に強い構造としたうえで、安全上重要な施設について、基準地震動に基づく地震力を用いるなどして余裕を持たせた耐震設計を行っている。

また、新規制基準等を踏まえて策定した基準地震動 S_s による地震力に対しても、本件原子力発電所4号機の安全上重要な施設はその安全機能が損なわれることがないことを確認している。

なお、被告は、基準地震動 S_s を用いた耐震安全性の検討に先立ち、南海トラフ検討会の強震断層モデルによる地震動に対して本件原子力発電所3、4号機の施設影響評価を行い、これらの地震動が同3、4号機の耐震安全性に特段の影響を及ぼさないことを確認している。また、被告は、駿河湾の地震において他号機に比べ大きな地震動が観測された同5号機について、上記の南海トラフ検討会の強震断層モデルによる地震動評価結果等を踏まえて設定した改造工事用増幅地震動を用いて、安全上重要な施設について耐震安全性が確保されていることを確認した。原告らは、地震動により再循環配管が破断して原子炉冷却材喪失事故が発生する可能性や、スロッシングによる圧力抑制機能の喪失の可能性等を主張するが、原告らの主張はいずれも同発電所の耐震安全性を具体的に批判したものではなく、また、地震動による再循環配管の破断の可能性について原告らが根拠とする東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書の内容は、各種事故調査委員会によっても否定されている。また、一般社団

法人日本原子力学会のとりまとめた最終報告書においても、東北地方太平洋沖地震の地震動によって福島第一原子力発電所の安全機能に深刻な影響を与える損傷はなかったと判断されており、原子力規制委員会で決定された中間報告書においても、地震動による安全上重要な施設の損傷は認められていない。

基準地震動 S_s の策定及び本件原子力発電所の耐震安全性については、今後、新規制基準適合性確認審査の内容も含めて主張を行う。

第4 本件原子力発電所の津波に係る安全性についての被告の主張

1 これまでの検討及び対応

被告は、本件原子力発電所の設計・建設時において、同発電所の水理に係る安全性の確認の一環として、1854年安政東海地震を対象とした津波の数値シミュレーションによる検討や、過去地震による各地の津波高を推定している諸文献について調査・検討等を行い、津波による水位変動を推定した。そして、津波による水位上昇に対しては、敷地がこれと同等以上の高さに整地され、敷地前面には砂丘堤防が存在すること、同発電所の原子炉建屋及び海水熱交換器建屋の出入口には腰部防水構造扉等が設置されていることなどから、津波による水位低下に対しては、原子炉補機冷却系に必要な海水が取水槽に確保される設計であることから、その安全確保に支障がないことを確認した。

そして、被告は、バックチェックにおいて、本件原子力発電所の敷地周辺の既往の津波の被害状況、プレート境界付近における津波の発生状況、海域の活断層及び遠地津波を考慮して、敷地に最も影響を及ぼしたと考えられる1854年安政東海地震津波を基に、不確かさも考慮して、津波の数値シミュレーションにより敷地の津波高を評価した。津波の数値シミュレーションを行うに当たっては、中央防災会議（2001）及び同（2003）が示した津波断層モデルを検討の基礎として用いた。そして、被告は、津波による水位上昇

に対しては、敷地前面には砂丘堤防が存在すること、原子炉建屋等の出入口には腰部防水構造扉等が設置されていることなどから、津波による水位低下に対しては、原子炉補機冷却系に必要な海水が取水槽に確保されることから、津波が同発電所の安全性に影響を及ぼさないことを確認した。

2 南海トラフ検討会の知見及び新規制基準等を踏まえた基準津波の策定

被告は、新規制基準等を踏まえた基準津波の策定に当たり、文献調査及び津波堆積物調査によって南海トラフ沿いの津波痕跡を調査するとともに、南海トラフ沿いのプレート境界の状況の調査、南海トラフ検討会の知見の確認、更に南西諸島海溝及びプレート間地震による大規模な津波事例についての調査等を行った。

このうち南海トラフ沿いの津波痕跡調査により、過去約5000年間の津波堆積物等が発見されており、1707年宝永地震と同程度の津波が300ないし600年間隔で発生していること、また、これを超える規模の巨大地震による津波の発生履歴は認められていないことを確認している。また、南海トラフ検討会の知見の確認においては、被告は、南海トラフ検討会が、東北地方太平洋沖地震で得られた知見及び南海トラフ沿いで発生した過去地震の特徴やフィリピン海プレートの構造等に関する特徴等の現時点の知見等を整理したうえで津波断層モデルを設定していることを確認している。同モデルは、南海トラフ沿いの地域における最大クラスの津波の想定を行ったものとなっており、それによって得られる津波高は過去地震の痕跡高と比較して大きくなっている。更に、南西諸島海溝に係る調査においては、この地域の津波痕跡は偏在しており全域に亘る巨大地震による津波の発生履歴が認められていないこと、南西諸島海溝沿いの地域の地殻変動の状況は南海トラフ沿いの駿河湾から四国、日向灘にかけての領域の地殻変動の状況とは異なっていることを確認している。

被告は、新規制基準にも沿って、これら調査結果に基づき津波の数値シミュレーションにより津波評価を行い、基準津波を策定している。この基準津波の策定に当たり、波源から津波が伝播する過程については、最新の文献や詳細な測量結果等を踏まえた海底地形及び沿岸地形のモデルを設定しており、波源については、南海トラフ検討会の津波断層モデルを踏まえて波源モデルを設定し、プレート境界浅部に大きなすべり量を設定するなどして不確かさを考慮している。

原告らは、被告の策定した基準津波が過小であると主張している。この点についてはすでに反論を行っているが、今後、新規制基準適合性確認審査の内容を含めて主張を行う。

3 本件原子力発電所の耐津波安全性

被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、沖合から沿岸に伝播し遡上する津波に対して敷地内浸水防止対策を講じており、本件原子力発電所の敷地前面の海側に沿って約1.6kmにわたり防波壁を設置し、その両端部はセメント改良土を主体とした土堤（改良盛土）を設置している。防波壁は、その基礎については地中壁を基礎岩盤まで達するよう十分な深さを持って根入れした構造として液状化及び洗掘による影響を受けにくいものとするとともに、防波壁の天端高さに達する津波の波力に対して十分な耐力を有するものとしている。また、防波壁及び改良盛土の設置に当たり、その設置位置の地盤及び砂丘堤防を含む周辺地盤の詳細な地盤調査等を実施し、防波壁及び改良盛土の津波防護機能に影響するような大規模な液状化が地震動により生ずる緩い地盤ではなく、大規模な液状化及びそれに伴う側方流動が発生することはないことを確認するとともに、液状化の防止や耐震安全性向上を目的とした地盤改良を実施している。

また、海と接続する取水路、放水路等における水位上昇による敷地内への溢水

を防止するため、本件原子力発電所3ないし5号機の各取水槽に取水槽溢水防止壁を設置するとともに、浜岡原子力発電所1、2号機の取水槽には、取水路出口流入防止ゲートを設置し、更に取水路及び放水路の開口部を閉止して、津波による水位上昇時においても敷地内への溢水を防止できる対策を実施している。

更に被告は、仮に津波により敷地内が浸水した場合にも備えて、原子炉建屋等の外壁の防水構造扉を水密扉へと取り替えるとともに、その外側に強化扉を設置し、扉の二重化を図っている。また、建屋外壁の給排気口（開口部）について、開口位置を高くすることなどにより浸水を防止しており、貫通部については、貫通部の隙間に止水材や閉止板を設置することとしている。更に、原子炉建屋等については、建屋外壁の給排気口（開口部）に自動閉止装置を設置している。

また、上記の建屋内浸水防止対策に加えて、非常用電源設備を含めた炉心冷却機能及び燃料プール冷却機能に関連する機器が設置されている建屋内の各機器室内について、機器室の入口扉を水密扉へ取り替えるなどの浸水防止対策を講じている。

被告は、これらの対策によって、基準津波による遡上波の地上部からの流入が防止されるとともに、海と隣接する取水路、放水路等における水位上昇による溢水が防止されることを確認しており、本件原子力発電所の安全上重要な施設について、その安全機能が損なわれることがないことを確認している。更に、仮に津波により敷地内が浸水した場合にも備えて水密扉の設置等の建屋内浸水防止対策等を講じている。

原告らは、防波壁について、想定される最大の津波に対して十分な強度を有しておらず、また、津波の波力や漂流物等の荷重に対してその耐力が十分ではなく、その設置位置について液状化が発生するおそれがあるなどと主張する。被告は、防波壁について、防波壁の天端高さに達する津波の波力に対して十分

な耐力を有するよう設計するとともに、基準地震動による地震力に対して、地盤改良後の状況も踏まえて周辺地盤まで含めたモデルを設定して地震応答解析等を実施し、津波防護機能が確保されることを確認している。

また、原告らは、津波襲来時に大物搬入口の扉の閉鎖が間に合わず、水密扉が閉止できないなどと主張するが、最も速い津波到達時間を考慮しても、各扉を閉止するための時間は十分確保することが可能であり、原告らの主張はその前提を欠く。また、原告らは、取水塔からの海水取水が不可能となるなどと主張するが、被告は、取水塔の構造に加え、取水源の多様化や引き津波の影響評価から、炉心冷却に必要な取水に影響を与えることはないことを確認しており、原告らの主張には理由がない。

本件原子力発電所の津波評価については、新規制基準適合性確認審査において同発電所に及ぼす影響が大きいプレート間地震による津波を中心に審査が行われている。基準津波の策定及び同発電所の耐津波安全性については、今後、新規制基準適合性確認審査の内容も含めて主張を行う。

第5 結語

地盤、地震及び津波に係る本件原子力発電所の安全性についての被告のこれまでの主張の要旨は、以上に述べたとおりである。

本件訴訟の争点は、地盤、地震及び津波に係る安全性に集約されるところであり、それらが主要な争点である。これらの争点について、被告はこれまでも主張を行ってきているが、科学的・専門的な知見を踏まえた充実した審理のために、原告らの主張に対応する被告の主張が未了である事項を含め、今後主張立証を尽くしていく。

以 上

(注1) 相良層

相良層とは、後期中新世から前期鮮新世にかけて堆積した地層で、本件原子力発電所敷地及び御前崎台地周辺に広く分布する岩盤をいう。

(注2) 改訂指針

改訂指針とは、平成18年9月19日に改訂された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針をいう。

基準地震動の具体的な策定方法については、かつては旧指針において定められていたが、その後、兵庫県南部地震を契機として地震学、地震工学等の知見が蓄積され、断層モデルを用いた手法等の地震動評価に関する研究が大きく発展したことを踏まえ、改訂指針が定められた。

(注3) 強震動生成域

強震動生成域とは、断層面の中で特に強い地震動（強震動）を発生させる領域をいう。

中央防災会議（2003）等は、その強震断層モデルにおいて、強震動を発生させる領域をアスペリティと呼んでいた。南海トラフ検討会は、アスペリティについて、専門家の中でも多様な意味を持つ用語として使用されてきており、主として強震動を発生させる領域と断層すべりの大きな領域との両方を示す用語とされてきたところ、東北地方太平洋沖地震の詳細な解析の結果、強震動を発生させる領域と断層すべりの大きな領域とは必ずしも一致するものではなく、領域的にも異なる場合があることが明らかとなったことから、その強震断層モデルにおいて、強震動を発生させる領域を強震動生成域と呼ぶこととした。

なお、南海トラフ検討会は、東北地方太平洋沖地震を含む過去地震の津波断層モデルの分析結果を踏まえ、その津波断層モデルにおいて、周囲より断層すべりが大きい領域を大すべり域及び超大すべり域と呼ぶこととした。